

新型コロナウイルスワクチン秋開始接種に関するお知らせ

※11月17日時点の情報です。

秋開始接種は3月31日まで

3月31日まで市内の個別接種実施病院で接種できます。実施している病院については、問い合わせるか、「広報あきしま」11月15日号2ページまたは市ホームページをご覧ください。

都の大規模接種会場での接種を希望する方は、都の大規模接種予約システムをご覧ください。

☆詳しくは、健康課(あいぽっく内) ☎544-5126へ。



市内の個別接種実施病院



都の大規模接種会場

接種券の申請はお早めに

市外から転入した方、接種券を紛失した方は接種券発行の申請が必要です。

接種券の新規発行や再発行で、年内の受け取りを希

望する場合は、12月20日(必着)までに〒196-0015昭和町4-7-1 あいぽっく新型コロナワクチン相談窓口へ申請してください。12月21日以降の受け付け分については、1月12日から順次発送します。

必要書類は下のとおりです。詳しくは、市ホームページにも掲載しています。

☆詳しくは、健康課(あいぽっく内) ☎544-5126へ。



【接種券申請の必要書類】

- 市外から転入した方(新規発行)
 - * 新型コロナワクチン接種券新規発行依頼申請書
 - * 本人確認できる書類(運転免許証など)の写し
 - * 過去に接種歴がある方は、接種済証、接種記録書、接種証明書のうちいずれか
- 接種券を紛失した方(再発行)
 - * 新型コロナワクチン接種券再発行申請書
 - * 本人確認できる書類(運転免許証など)の写し

障害者差別解消法をご存じですか



障害者差別解消法では、障害のある人もない人も、互いに認め合い、共に生きる社会を目指しています。

これにより、行政機関や会社・店舗などに対して次のことが求められます。

◎不当な差別的取り扱いの禁止

正当な理由なく、障害があることを理由にアパートの賃貸契約を断ったり、店舗への入店を拒否したりすることなどは、不当な差別に当たります。

◎合理的配慮の提供

視覚障害のある方には書類の内容を読み上げたり、聴覚障害のある方には筆談を行ったりするなどの配慮が必要です。

◎差別に関する相談窓口

障害を理由とする差別でお困りの方は、市役所障害福祉係へご相談ください。

◎パンフレットの配布

この法律を多くの方に理解していただくため、市役所障害福祉係、東部出張所、あいぽっく、各市立会館などで、パンフレットを配布しています(市ホームページからダウンロードも可)。

☆詳しくは、障害福祉係へ。

ヘルプカード、ヘルプマークを配布

◎ヘルプカードとは

障害のある方や難病患者の方などが身につけておくことで、災害時や緊急時、日常生活で困ったときに、周囲の方に支援や配慮などをお願いしやすくするためのカードです。



◎ヘルプマークとは

障害のある方や難病患者の方などで、支援や配慮を必要としていることが外見からは分からない方が、周囲の方に支援などを必要としていることを知らせるために身につけるものです。



◎無料で配布しています

いずれも市役所障害福祉係、東部出張所、あいぽっく、障害者相談支援センター(あいぽっく内)、虹のセンター25(中神町1176)、自立生活センター・昭島(朝日町3丁目)、障害者就労支援センター(松原町3丁目)で配布しています(障害者手帳を持っていない方も可)。

◎携帯した方に手助けを

ヘルプカード、ヘルプマークを提示された場合は、緊急時の連絡先や支援してほしいことなどが記載してありますので、ご協力をお願いします。

また、これらを携帯した方が日常生活で困っているときには、「お手伝いできることはありませんか」などと、ゆっくり声をかけてください。災害時や緊急時には、安全を確保するために必要な手助けをしてください。

☆詳しくは、障害福祉係へ。